

平成27年12月3日開会

平成27年第4回

つがる市議会定例会

提出議案市長説明要旨

つ が る 市

本日ここに、平成27年第4回つがる市議会定例会の開会にあたり、上程されました議案の主なるものについて、その概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと思っております。

本定例会に提出いたしました議案は、予算案5件、条例案10件、指定管理者の指定8件、その他1件、合わせて24件であります。

まず、予算案につきまして御説明申し上げます。

議案第93号「平成27年度つがる市一般会計補正予算(第6号)案」について、御説明申し上げます。

本補正予算案は、当初予算に見込めなかった経費及び緊急を要する経費等について、所要の予算措置を講ずることとしたほか、継続費・債務負担行為・地方債について、補正するものであります。

その結果、一般会計の予算規模は、既決予算に1億8,889万7千円を追加し、予算総額を232億5,228万8千円とするものであります。

それでは、歳出に計上された主なるものについて、款を追って御説明申し上げます。

総務費においては、一般管理費にふるさと納税の記念品105万1千円、財政管理費に本予算の財源調整のため、

財政調整基金積立金 1, 398万2千円を減額計上したほか、電子計算機管理費に社会保障・税番号制度導入に伴うセキュリティ強化のための業務委託料 363万7千円、賦課徴収費に航空写真画像データシステムインストール業務委託料 306万2千円をそれぞれ計上いたしました。

民生費においては、障害者福祉費の障害児通所給付費に 538万1千円、生活保護費の扶助費に 2,734万8千円を計上いたしました。

農林水産業費においては、農業振興費に環境保全型農業支援対策事業補助金 308万5千円、農業施設管理費に道の駅に係る公有財産購入費 500万円を計上いたしました。

教育費においては、屋内運動場非構造部材落下防止工事費として、穂波小学校 3,800万6千円、木造中学校 5,172万2千円をそれぞれ計上したほか、統合小学校建設費に施設建設工事費 4,235万3千円を追加計上いたしました。

以上が歳出予算の概要であります。

次に、歳入予算について御説明申し上げます。

補正予算の主なる財源といたしましては、寄付金にふるさと納税寄付金 585万円を計上いたしました。

また、国・県支出金、市債については、歳出の事務事業の関連等により、それぞれ所要額を計上いたしました。

また、議案第94号から議案第97号までの平成27年度各特別会計補正予算案につきましては、御審議の際、詳細に御説明申し上げます。

次に、条例案について御説明申し上げます。

条例案につきましては、議案第98号から議案第107号までの10件を提案いたしております。

議案第98号「つがる市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例案」は、議会の議決すべき事件に五所川原市を中心とした定住自立圏形成協定の締結等に関する事項を加えるため所要の改正をするものであります。

議案第99号「つがる市税条例及びつがる市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案」は、地方税法等の一部改正に伴い、市税の徴収の猶予がやむを得ない事情であると認めるときの分割納付、換価猶予等について、規定するため所要の改正をするものであります。

議案第100号「つがる市消防長及び消防署長の資格の基準を定める条例の一部を改正する条例案」は、本職の権限に属する事務を分掌させる部の次長を廃止することに伴

い、消防長の資格基準を整理する必要があることから所要の改正をするものであります。

議案第101号「つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」は、市税における減免申請期限の取扱いが見直されることから、それに準じるため所要の改正をするものであります。

議案第102号「つがる市学童クラブ条例の一部を改正する条例案」は、学童クラブを利用する対象児童の拡大及び開設日数等を見直しするため、所要の改正をするものであります。

議案第103号「つがる市認定こども園設置条例案」は、車力地域幼保一元化計画に基づき、幼保連携型認定こども園を設置するため制定するものであります。

議案第104号「つがる市介護保険条例の一部を改正する条例案」は、市税における猶予制度等が見直しされることにより、同様の取扱いとするため所要の改正をするものであります。

議案第105号「つがる市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」は、国における地域密着型サービスの

事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第106号「つがる市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」は、国における基準の改正に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第107号「つがる市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案」は、国の基準の改正に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第108号から議案第115号までの「つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件」8件は、いずれも指定管理期間の満了に伴い、指定管理者を更新するものであります。

議案第116号「青森県西北五地方視聴覚教育協議会の廃止の件」は、西北五7市町で共同設置している同協議会を廃止することについて協議するため、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、御質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細に御説明申し上げたいと思います。

何卒、慎重御審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願い申し上げます。